

栃木県高等学校等修学資金貸与条例、施行規則及び事務取扱要綱の対照表

[平成28年7月1日現在]

栃木県高等学校等修学資金貸与条例	栃木県高等学校等修学資金貸与条例施行規則	栃木県高等学校等修学資金貸与事務取扱要綱										
<p>(目的) 第1条 この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校（以下「高等学校等」という。）に在学する者で、勉学の意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難なものに対し栃木県高等学校等修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与し、もって教育の機会均等を図ることを目的とする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規則は、栃木県高等学校等修学資金貸与条例（平成14年栃木県条例第3号。以下「条例」という。）の規定に基づき、修学資金（条例第1条に規定する修学資金をいう。以下同じ。）の貸与に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1 目的 この要綱は、栃木県高等学校等修学資金貸与条例（以下「条例」という。）及び栃木県高等学校等修学資金貸与施行規則（以下「規則」という。）に基づき修学資金貸与に関する取扱い事務について、必要な事項を定めることを目的とする。</p>										
<p>(貸与の対象) 第2条 修学資金の貸与の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 ① 高等学校等に在学する者であること。 ② 栃木県内に住所を有する者（修学のために単身で栃木県外から住所を移転した者を除く。）又はその者の生計を主として維持するものが栃木県内に住所を有する者であること。 ③ 経済的理由により修学が困難な者として規則で定める者であること。 ④ 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）による学資金、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条第1項第2号又は第31条の6第1項第2号に規定する資金、栃木県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸与条例（昭和50年栃木県条例第2号）による修学奨励費その他これらに類するものとして規則で定める資金の貸与を受けていない者であること。</p>	<p>(修学が困難な者) 第2条 条例第2条第3号の経済的理由により修学が困難な者として規則で定める者は、修学資金の貸与を受けようとする年度又はその前年度において、次の各号のいずれかに該当する者とする。 ① その者の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第226号）に基づく生活保護を受けた者 ② その者の属する世帯が地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定により市町村民税が非課税とされた者 ③ その者の属する世帯が地方税法第323条第1項の規定により市町村民税が減免された者 ④ その者の属する世帯の年間の総収入額が生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により算定した当該世帯の基準額を年収に換算した額の1.5倍の額以下の者であって、当該世帯が同法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者と知事が認める者 (併給の禁止) 第3条 条例第2条第4号の規則で定める資金は、次に掲げる資金とする。 ① 他の都道府県が貸与する栃木県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費に類する資金 ② 財団法人栃木県育英会（昭和31年3月30日に財団法人栃木県育英会という名称で設立された法人をいう。）が貸与する奨学金</p>	<p>第2 総収入額及び収入基準額 1 規則第2条第4号に規定する「総収入額」とは、次の表の左欄に掲げる世帯員の収入の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額により算定した総額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯の総収入が給与所得のみの場合</td> <td>○給与所得者の前年分源泉徴収票の支払金額</td> </tr> <tr> <td>世帯の総収入に給与所得以外の収入が含まれる場合</td> <td>○給与所得者の前年分源泉徴収票の給与所得控除後の金額 ○給与所得者以外の前年分確定申告書（控）の所得金額 ○給与所得とそれ以外の収入両方ある者の前年分確定申告書（控）の所得金額</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 規則第2条第4号に規定する「1.5倍の額以下の者」とは、栃木県高等学校等修学資金貸与に係る収入額・収入基準額調査（別記様式1）により算定したその世帯の収入基準額に対する総収入額の割合が1.5倍の額以下となる者とする。 3 前項に規定する「収入基準額」は、別に定める「収入基準額表」により算定した金額とする。</p>	区 分	金 額	世帯の総収入が給与所得のみの場合	○給与所得者の前年分源泉徴収票の支払金額	世帯の総収入に給与所得以外の収入が含まれる場合	○給与所得者の前年分源泉徴収票の給与所得控除後の金額 ○給与所得者以外の前年分確定申告書（控）の所得金額 ○給与所得とそれ以外の収入両方ある者の前年分確定申告書（控）の所得金額				
区 分	金 額											
世帯の総収入が給与所得のみの場合	○給与所得者の前年分源泉徴収票の支払金額											
世帯の総収入に給与所得以外の収入が含まれる場合	○給与所得者の前年分源泉徴収票の給与所得控除後の金額 ○給与所得者以外の前年分確定申告書（控）の所得金額 ○給与所得とそれ以外の収入両方ある者の前年分確定申告書（控）の所得金額											
<p>(貸与額等) 第3条 修学資金の貸与の月額、次の表の上欄に掲げる高等学校等に在学する者について、同欄に掲げる通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育法第2条第2項に規定する国立学校及び公立学校である高等学校等 自宅通学のとき</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学のとき</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td>学校教育法第2条第2項に規定する私立学校である高等学校等 自宅通学のとき</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学のとき</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 「自宅通学のとき」とは、その者の生計を主として維持する者と同居するとき又はこれに準ずると認められるときをいう。 2 「自宅外通学のとき」とは、前号の自宅通学のとき以外のときをいう。</p> <p>2 修学資金の貸与の期間は、高等学校等の種類に応じ、規則で定める期間内とする。 3 修学資金は、無利子とする。</p>	区 分	月 額	学校教育法第2条第2項に規定する国立学校及び公立学校である高等学校等 自宅通学のとき	18,000円	自宅外通学のとき	23,000円	学校教育法第2条第2項に規定する私立学校である高等学校等 自宅通学のとき	30,000円	自宅外通学のとき	35,000円	<p>(貸与の期間) 第4条 条例第3条第2項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる高等学校等（条例第1条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）の課程等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 ① 高等学校の全日制の課程 3年 ② 高等学校の定時制の課程及び通信制の課程 4年 ③ 高等学校の専攻科及び別科 2年 ④ 中等教育学校の後期課程 3年 ⑤ 高等専門学校（専攻科を除く。） 5年 ⑥ 高等専門学校の専攻科 2年</p>	
区 分	月 額											
学校教育法第2条第2項に規定する国立学校及び公立学校である高等学校等 自宅通学のとき	18,000円											
自宅外通学のとき	23,000円											
学校教育法第2条第2項に規定する私立学校である高等学校等 自宅通学のとき	30,000円											
自宅外通学のとき	35,000円											

<p>(貸与契約等)</p> <p>第4条 修学資金の貸与を受けようとする者は、保証人2人を立て、知事に申請しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、貸与することが適当であるときは、修学資金を貸与する旨の契約書(以下「貸与契約」という。)を結ぶものとする。</p> <p>3 第1項の保証人は、貸与契約の相手方(以下「借受者」という。)と連帯して債務を負担するものとする。</p>	<p>(申請の手続)</p> <p>第5条 条例第4条第1項の規定により、修学資金の貸与を受けようとする者は、栃木県高等学校等修学資金貸与申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>① 誓約書(別記様式第2号)</p> <p>② 生活保護法施行細則(昭和38年栃木県規則第31号)による保護決定通知書の写し(第2条第1号に該当する場合に限る。)</p> <p>③ <u>その者の属する世帯の前年の総収入及びその課税状況を証する書類</u>(第2条第1号に該当する場合を除く。)</p> <p>④ 前3号に掲げるもののほか知事が必要と認める書類</p> <p>2 借受者(条例第4条第3項に規定する借受者をいう。以下同じ。)が進級し、継続して修学資金の貸与を受けようとする場合は、栃木県高等学校等修学資金継続貸与申請書(別記様式第3号)に前項2号から4号までに掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(保証人)</p> <p>第6条 条例第4条第1項の保証人(以下「保証人」という。)は、独立の生計を営む成年とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、修学資金の貸与を受けようとする者が未成年である場合には、保証人のうち1人は、その者の法定代理人でなければならない。</p> <p>3 借受人は、保証人を変更するときは、保証人変更届(別記様式第4号)を、知事に提出しなければならない。</p>	<p>第3 貸与の申請</p> <p>1 規則第5条第1項第3号に規定する「総収入及びその課税状況を証する書類」とは次の表の左欄に掲げる世帯員の収入の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1043 295 1500 595"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>添 付 書 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与所得者</td> <td>○前年分源泉徴収票の写し ○市町村民税の本年度分課税証明書</td> </tr> <tr> <td>給与所得以外の収入がある者</td> <td>○税務署等の受付印のある前年分確定申告書(控)。ただし、確定申告書(控)に税務署等の受付印のない場合には、確定申告書と市町村発行の所得証明書を添付すること。 ○市町村民税の本年度分課税証明書</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 いずれの書類も世帯員のうち対象者全員分を添付すること。</p> <p>2 規則第5条第1項第4号に規定する「知事が必要と認める書類」とは、次のものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1043 757 1500 1079"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>添 付 書 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規則第2条第3号の規定に該当する者</td> <td>○市町村民税が減免されたことを証する書類</td> </tr> <tr> <td>貸与を受けようとする者の属する世帯に障害者がいる場合</td> <td>○身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳の写し、又は国民年金法施行規則第65条第2項の規定により交付された年金証書の写し</td> </tr> <tr> <td>すべての申請者</td> <td>○承諾書(別記様式2)</td> </tr> <tr> <td>すべての申請者</td> <td>○口座振替依頼書(別記様式3)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	添 付 書 類	給与所得者	○前年分源泉徴収票の写し ○市町村民税の本年度分課税証明書	給与所得以外の収入がある者	○税務署等の受付印のある前年分確定申告書(控)。ただし、確定申告書(控)に税務署等の受付印のない場合には、確定申告書と市町村発行の所得証明書を添付すること。 ○市町村民税の本年度分課税証明書	区 分	添 付 書 類	規則第2条第3号の規定に該当する者	○市町村民税が減免されたことを証する書類	貸与を受けようとする者の属する世帯に障害者がいる場合	○身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳の写し、又は国民年金法施行規則第65条第2項の規定により交付された年金証書の写し	すべての申請者	○承諾書(別記様式2)	すべての申請者	○口座振替依頼書(別記様式3)
区 分	添 付 書 類																	
給与所得者	○前年分源泉徴収票の写し ○市町村民税の本年度分課税証明書																	
給与所得以外の収入がある者	○税務署等の受付印のある前年分確定申告書(控)。ただし、確定申告書(控)に税務署等の受付印のない場合には、確定申告書と市町村発行の所得証明書を添付すること。 ○市町村民税の本年度分課税証明書																	
区 分	添 付 書 類																	
規則第2条第3号の規定に該当する者	○市町村民税が減免されたことを証する書類																	
貸与を受けようとする者の属する世帯に障害者がいる場合	○身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳の写し、又は国民年金法施行規則第65条第2項の規定により交付された年金証書の写し																	
すべての申請者	○承諾書(別記様式2)																	
すべての申請者	○口座振替依頼書(別記様式3)																	
<p>(修学資金の総額)</p> <p>第5条 知事は、貸与契約を結ぶ場合には、貸与契約に基づいて貸与すべき修学資金の総額が、予算で定める金額を超えることとならないようにしなければならない。</p>	<p>(貸与の決定及び通知)</p> <p>第7条 条例第4条第1項の規定による申請があったときは、選考委員会の選考を経て修学資金の貸与の適否を決定し、これを高等学校等の長を経由して本人に通知するものとする。</p> <p>2 条例第4条第2項の規定による貸与契約の締結は、前項の規定による修学資金の貸与が適当である旨の通知をすることにより行うものとする。</p>	<p>第4 選考委員会の設置</p> <p>1 規則第7条に規定する選考委員会は、委員長及び委員4名以内をもって組織する。</p> <p>2 委員長は、栃木県教育委員会事務局総務課長の職にある者を充てる。</p> <p>3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。</p> <p>4 委員は、次の各号に掲げる職にある者から毎年度教育長が任命又は委嘱する。</p> <p>① 栃木県経営管理部文書学事課長 ② 栃木県教育委員会事務局学校教育課長 ③ 栃木県内の私立高等学校長 ④ 栃木県立高等学校長</p> <p>第5 選考委員会の開催</p> <p>1 委員会の会議は、委員長が召集する。</p> <p>2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p>																
<p>(修学資金の総額)</p> <p>第5条 知事は、貸与契約を結ぶ場合には、貸与契約に基づいて貸与すべき修学資金の総額が、予算で定める金額を超えることとならないようにしなければならない。</p>	<p>(修学資金の交付)</p> <p>第8条 修学資金は、3箇月分を一括して口座振替の方法により交付する。ただし、特別の理由があるときは、他の方法により交付することができる。</p>	<p>第6 修学資金の交付</p> <p>1 修学資金の交付は、3箇月分をその対象月経過後速やかに交付する。</p> <p>2 借受者が在学する高等学校等の長は、別に定める期日までに借受者出席状況報告書(別記様式4)を知事に提出するものとする。</p>																
<p>(貸与契約の解除及び貸与の休止)</p> <p>第6条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与契約を解除するものとする。</p> <p>① 第2条各号に定める要件に該当しなくなったとき。</p> <p>② 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。</p> <p>③ 前2号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき。</p> <p>2 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定める期間修学資金の貸与を休止するものとする。</p>	<p>(貸与の休止期間)</p> <p>第9条 条例第6条第2項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。この場合において、これらの期間の分として既に貸与された修学資金があるときは、当該修学資金は、当該年度分に限り、復学した日又は長期にわたって欠席した期間の最終日の翌日の属する月以降の期間の分として貸与されたものとみなす。</p> <p>① 休学した場合 休学した期間の初日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から復学した日の属する月の前月までの期間</p>	<p>第7 貸与の休止期間</p> <p>1 通信制課程に在学する借受者が、面接指導を受けなかった場合(借受者が受講資格を失った場合を除く。)は、規則第9条第1項第3号に規定する「欠席した」と及び同条第2項に規定する「出席しなかった」に該当しないものとする。</p> <p>2 条例第6条第2項第5号に規定する「知事が定める基準」とは、年間18単位とする。ただし、入学後における単位数の修得状況が当該生徒の在籍する高等学校において定められた卒業までに修得させる単位数を、4年以内で修得し卒業までに至ると認められる場合はこの限りでない。</p>																

<p>① 休学したとき。 ② 停学の処分を受けたとき。 ③ 長期にわたって欠席したとき。 ④ 進級し、又は卒業することができなかつたため同一学年を重ねて履修するとき。 ⑤ 単位数の修得状況が知事が定める基準に達しなかったとき。</p>	<p>② 停学の処分を受けた場合 停学の処分を受けた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から復学した日の属する月の前月までの期間 ③ 長期にわたって欠席した場合 長期にわたって欠席した期間の初日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から当該期間の最終日の翌日の属する月の前月までの期間 ④ 進級し、又は卒業することができなかつたため同一学年を重ねて履修する場合 当該同一学年を重ねて履修する期間 ⑤ 単位数の修得状況が知事が定める基準に達しなかった場合 単位数の修得状況が知事が定める基準に達しなかった年度の翌年度 2 借受者がその初日から末日まで出席しなかつた月（初日から末日までが休業日である月を除く。）は、前項の規定にかかわらず、修学資金の貸与を休止する期間とする。</p>	<p>3 規則第9条第2項に規定する「その初日から末日まで出席しなかつた月」に、卒業したため出席しなかつた期間が含まれる場合は、当該「出席しなかつた月」は修学資金の貸与を休止する期間としないものとする。</p>																				
	<p>(借用証書) 第10条 借受者は、卒業する年度の3月までに（年度の途中で卒業する場合又は条例第6条第1項の規定により貸与契約を解除された場合は、卒業する日又は貸与契約を解除された日の属する月の翌月までに）、栃木県高等学校等修学資金借用証書（別記様式第5号）を知事に提出しなければならない。</p>	<p>第8 返還方法の変更 借受者は、栃木県高等学校等修学資金借用証書等で約定した「返還の方法」を変更する場合には、変更後の返還開始月の2か月前までに栃木県高等学校等修学資金返還方法変更願（別記様式5）を知事に提出しなければならない。</p>																				
<p>(返還) 第7条 修学資金は、借受者が高等学校等を卒業した日、第3条第2項の貸与の期間が満了した日又は前条第1項の規定により貸与契約が解除された日（次条の規定により返還が猶予されている場合にあっては、猶予の事由がなくなった日）の属する月の翌月から起算して6月を経過した後、20年間以内で規則で定める期間内に年賦、半年賦又は月賦の均等払いの方法により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。</p>	<p>(返還の期間) 第11条 条例第7条の規則で定める期間は、次の表の上欄に掲げる貸与を受けた修学資金の額に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="560 965 1034 1205"> <thead> <tr> <th>貸与を受けた修学資金の額</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20万円以下のもの</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>20万円を超え70万円以下のもの</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>70万円を超え90万円以下のもの</td> <td>12年</td> </tr> <tr> <td>90万円を超え110万円以下のもの</td> <td>14年</td> </tr> <tr> <td>110万円を超え130万円以下のもの</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td>130万円を超え150万円以下のもの</td> <td>16年</td> </tr> <tr> <td>150万円を超え170万円以下のもの</td> <td>17年</td> </tr> <tr> <td>170万円を超え190万円以下のもの</td> <td>19年</td> </tr> <tr> <td>190万円を超えるもの</td> <td>20年</td> </tr> </tbody> </table>	貸与を受けた修学資金の額	期 間	20万円以下のもの	6年	20万円を超え70万円以下のもの	10年	70万円を超え90万円以下のもの	12年	90万円を超え110万円以下のもの	14年	110万円を超え130万円以下のもの	15年	130万円を超え150万円以下のもの	16年	150万円を超え170万円以下のもの	17年	170万円を超え190万円以下のもの	19年	190万円を超えるもの	20年	
貸与を受けた修学資金の額	期 間																					
20万円以下のもの	6年																					
20万円を超え70万円以下のもの	10年																					
70万円を超え90万円以下のもの	12年																					
90万円を超え110万円以下のもの	14年																					
110万円を超え130万円以下のもの	15年																					
130万円を超え150万円以下のもの	16年																					
150万円を超え170万円以下のもの	17年																					
170万円を超え190万円以下のもの	19年																					
190万円を超えるもの	20年																					
<p>(返還の猶予) 第8条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の責務の履行を猶予することができる。 ① 高等学校等を卒業し、第3条第2項の貸与の期間が満了し、又は第6条第1項の規定により貸与契約が解除された後、引き続き高等学校等又は学校教育法に規定する大学若しくは専修学校の専門課程に在学するとき。 ② 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると認めるとき。</p>	<p>(返還債務の履行の猶予の申請) 第12条 条例第8条の規定により、修学資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、栃木県高等学校等修学資金返還猶予申請書（別記様式第6号）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。 ① 高等学校等、大学又は専修学校の専門課程に在学する場合 在学証明書 ② 災害、疾病その他やむを得ない事由による場合 当該事由を証する書類</p>	<p>第9 返還猶予の期間 条例第8条第2号に該当するときの返還猶予の期間は、1年以内とし、さらにその事由が継続するときは、願出により重ねて1年ずつ延長することができる。</p>																				
<p>(返還の免除) 第9条 知事は、借受者が死亡したとき、精神又は身体の障害により労働能力を喪失したとき、その他やむを得ない事由により修学資金を返還することができなくなったときは、その返還の債務の全部又は一部を免除することができる。</p>	<p>(返還債務の免除の申請) 第13条 条例第9条の規定により、修学資金の返還債務の免除を受けようとする者は、栃木県高等学校等修学資金返還免除申請書（別記様式第7号）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。 ① 死亡の場合 診断書等死亡の事実を証する書類 ② 精神又は身体の障害により労働能力を喪失した場合 当該事実を証する書類 ③ 前2号に掲げる場合以外のやむを得ない事由による場合 当該事由を証する書類 (猶予又は免除の通知) 第14条 第12条又は前条の申請があった場合は、審査の上修学資金の返還債務の履行の猶予又は免除の可否を決定し、本人に通知するものとする。</p>	<p>第10 返還免除の条件 条例第9条に規定する「その他やむを得ない事由」とは、著しい障害を受け労働能力に高度の制限を有するときとする。</p>																				

<p>(延滞金) 第10条 知事は、借受者が修学資金の返還を延滞したときは、延滞金を徴収するものとする。ただし、特別の事情があると認めるときは、その延滞金の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>2 前項の延滞金の額は、延滞している修学資金の額に延滞した期間が6月を超えるごとに6月について2.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。</p>		
	<p>(届出) 第15条 借受者が高等学校等に在学中において次の各号のいずれかに該当する場合は、借受者は、直ちに届出書(別記様式第8号)に、当該事由を証する書類(第8号の場合を除く。)を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>① 休学する場合 ② 復学した場合 ③ 退学し、又は転学した場合 ④ 停学の処分を受けた場合 ⑤ 連続して一月を超える期間にわたって欠席した場合 ⑥ 進級し、又は卒業できなかったため同一学年を重ねて履修する場合 ⑦ 条例第2条第2号から第4号に定める要件に該当しなくなった場合 ⑧ 修学資金の貸与を辞退しようとする場合</p> <p>2 借受者は、当該借受者又は保証人の住所又は氏名に変更があった場合は、直ちに変更届(別記様式第9号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 借受者が死亡したときは、保証人は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>4 条例第8条の規定により修学資金の返還債務の履行の猶予を受けている者は、当該猶予の事由がなくなった場合は、直ちに保証人と連署の上その旨を知事に届け出なければならない。</p>	
	<p>(申請書等の経由) 第16条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する申請書、届出書等は、申請者又は借受者が高等学校等に在学している間は、当該高等学校等の長を経由して、知事に提出しなければならない。</p>	<p>第11 県外の高等学校等に在学する者 県外の高等学校等に在学する者は、規則第16条の規定にかかわらず、申請書、届出書等を直接知事に提出できるものとする。</p>
<p>(規則への委任) 第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(委任) 第17条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は、知事が定める。</p>	
<p>附則 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。 2 修学資金は、平成14年4月1日以降に高等学校等(学校教育法に規定する高等学校の専攻科及び別科並びに同法に規定する高等専門学校の専攻科を除く。)の第1学年又は相当する学年若しくは年次に入学し、又は進級した者から貸与する。</p> <p>附則 この条例は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この条例は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附則(平成26年条例第54号) この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附則 1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。 2 この条例による改正後の栃木県高等学校等修学資金貸与条例第10条第2項の規定は、栃木県高等学校等修学資金貸与条例第10条第1項に規定する延滞金のうち平成28年7月1日以後の期間に対応するものについて適用し、当該延滞金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。</p>	<p>附則 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。 2 第二条第四号の規定の適用については、当分の間、同号中「生活保護法第八条第一項の規定により厚生労働大臣が定める基準」とあるのは、「平成二十五年厚生労働省告示第百七十四号による改正前の生活保護法による保護の基準(昭和三十八年厚生省告示第百五十八号)」とする。</p> <p>附則 この規則は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この規則は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この規則は、平成20年12月1日から施行する。</p> <p>附則(平成26年規則第22号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附則(平成26年規則第49号) この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成14年4月1日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成15年4月1日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成16年4月1日から適用する。ただし、第7の1の規定の改正については、平成15年度貸与から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成17年4月1日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成19年4月1日から適用する。</p>